

ジャーナリズムとしてのNHK——その過去・現在・未来——

醍醐 聰

1. 国益を背負う国際放送——ジャーナリズムの終わりの始まり——

1-1 古森発言の問題点

「国内の場合は国民からあまねく受信料をいただいていますので立場は不偏不党と放送法に書いてあります。しかし、国際放送ではそれはどうでしょうか。各国とも国益を主張するなかで日本の立場を放送していくなら、国内放送のように満遍なく意見を伝えるという話だけでは済みません。それだけの覚悟があるのかということです。」(3月11日の経営委員会での古森発言)

- ①不偏不党、多様な意見の反映は国内放送に限られるとみなしている点
- ②国際放送では国益を主張すべきとNHK首脳に迫った点

*放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること」という放送法が第1条第2項規定は国内向けか国際向けかを問わず、放送全般を律する最高規範

「・・・それからまた放送法の中にも出ておりますように、一方の意見が出た場合には、その反対の側の意見も公正に出すようにしなければならない、そういうことも国際放送においても考えるべきでございます。」(1954年3月20日の衆議院電気通信委員会でのNHK会長・古垣鉄郎の発言)

*「一つの意見があれば別の意見がある」(One Opinion, the Other Opinion) → アルジャジーラの社是

1-2 古森発言の背景——国際放送のソフト・パワー論に要注意——

*ハード・パワー=軍事力、経済力 ソフト・パワー=魅力によって望む結果を得る力

*ソフト・パワーとしての文化、情報発信による国家イメージの改善、国際的プレゼンスの向上
「通信・放送の在り方に関する懇談会報告書」2006年6月

「ソフト・パワーとは、軍事力・経済力というハード・パワーに代わる国力の源泉であり、“他国を引き付ける魅力”である。」←→ 韓流ブーム

「その顕在化にはコンテンツ制作力の強化と情報発信力の充実が不可欠」

*国際放送をソフト・パワーの一環に組み込む国家戦略

総務省『u-Japan 推進計画 2006』2006年9月

*国際放送をめぐる海外の動向

- ・韓国のアリラン放送(1999年開始。母体は国際放送交流財団。運営財源の59%は政府補助金)
- ・フランス24(2006年開始。国内の2つのTV局の合弁で実施。仏・英・アラビア語放送。フランス的な価値観を世界に伝えるために政府主導で立ち上げ)

1-3 国益を背負うことはジャーナリズムとしての公共放送の死を意味する

*何が「国益」か → 政府の見解

*誰が判断するのか → 政府 (NHK の自律性の放棄)

} 発表ジャーナリズム

*政府の時代錯誤の歴史認識が再生産する国際摩擦を、公共放送の鎧をまとった国家イメージ戦略で「治癒」しようとする皮相で不真面目な議論。

*自国政府に批判的な意見も伝えてこそ、国際放送への世界の信頼が高まる。

(参考) スポーツの自立、国際親善を損なう国益——瀬古利彦と荻村伊智朗の国歌・国旗観——
瀬古利彦 (2008年1月東京都教育委員に就任)

(都教委が入学式などで国旗掲揚と国歌斉唱を義務付ける通達を出していることについて)

「個人としては、日の丸を見たら涙がいつも出てくる。日の丸を見て国歌を聞いて泣かない人は私には考えられない」、(職務命令を拒否する教職員も)「オリンピックに連れて行き、日の丸が揚がる姿を見てもらいたい。そうしたら変わります。」(1月9日、時事通信)

荻村伊智朗 (『スポーツが世界をつなぐ』岩波ジュニア新書 1993年)

国際卓球連盟は国旗・国歌を使わない。1991年世界選手権千葉大会「統一 코리아 チーム」

1-4 「要請」(命令)放送と放送の自主自律は両立しない

*多賀谷氏の発言に孕む危うさ

「編集の自由には配慮しなければなりません、第33条第3項に、『協会は、総務大臣から要請があったときは、これに応じるよう努めるものとする』とあります。編集の自由と要請放送に従うよう努める義務はそこでバランスになるということです。」

*自民党山崎力議員の本音の意見

「・・・総務省からのいわゆる命令放送の中の指示に、指示というか命令に当たる部分に従ってやっているということになれば・・・編集権に対する侵害と受け止めないのがおかしいねということを行っているわけでございます。」「内容だけじゃないんですよ、編集権その他は。時間をどれだけの問題に使うかということも、これはもう報道制作の中の最重要の課題ですわ、これは、考えてみれば。」(2006年12月5日、参議院総務委員会)

2. 「国策」にどう向き合うか——ジャーナリズムとしてのNHKの分岐点——

2-1 NHKの宿罪としての国益

「国家非常の場合には、この放送は唯一無二の大通信設備として、国務に供せられるのである。したがって、ある意味においては、国家的事業と申すもさしつかえなく、すなわち、その業務もほとんど国務に準ずるといってよい。」(大正15年8月6日、社団法人日本放送協会の設立総会における安達通信大臣あいさつ)(日本放送協会編『日本放送史』上、昭和40年、153ページ)

2-2 国家の命令機関、公示機関としての放送 (満州事変以降)

「それは情報局みずからが、内外の世論を誘導するという目的意識を基軸として、積極的に国家政策の宣伝に乗り出したわけで、軍部の意向がそこに強く反映していたことはいうまでもない。……『放送が国家の命令機関・公示機関として、官報その他と同一の効力を有するに至るのは時間の問題である』（『放送』昭 15. 12 号）……」（同上、上、298 ページ）

2-3 放送は政府・軍部の意思を伝える通路にすぎなかった

「1925（大正 14）年にラジオ放送を開始して以来、戦前、戦中のわが国のラジオはジャーナリズムではなかった。……ジャーナリズムの定義を『時事的な事実や問題の報道と論評の社会的伝達活動』と定義するならば、戦前、戦中のラジオには『報道』はあっても『論評』はなかったからである。……さらにその報道も、放送局独自の取材による報道ではなく、太平洋戦争下では国策通信会社である同盟通信からの配信であり、放送は政府・軍部の意思を伝える通路にすぎなかった。」（竹山昭子『戦争と報道』1994 年、社会思想社、17～18 ページ）

2-4 戦後もなお国策を清算できなかった NHK

「放送は、公共性の立場から政府の政策を徹底させることに協力するものであるが、編集権は協会に属するものとする。」日本放送協会放送準則。1949 年 12 月 1 日制定）

3. 公共放送の価値を唱導した人々

3-1 戦後放送法の初志を綴った荘宏『放送制度論のために』

* 「この規定は一見政治的な不公平を避ければよいとの消極的制限の規定にとどまるかのように見える。しかしながら政治的な公平・不公平が問題となるのは意見がわかれている問題についてである。そこで本号では第 4 号との関連において、単なる消極的制限のみの規定ではなく、政治的に意見の対立している問題については、積極的にこれを探り上げ、しかも公平を期するように各種の政治上の見解を十分に番組に充実して表現していかなければならないとしているものと解される。」（136 ページ）

* 「政治運営に不可欠な常識の普及（前略）この政治のあり方を決定づけるものは主権者たるわれわれである。すなわちわれわれは国会議員などの議員を選挙し、その活動ぶりを注視し、議決された法律・予算等を理解し、政府その他の行政当局の施策を知ってこれに基づいて行動するとともに、これを批判し、立法及び行政について希望を表明し、さらに次の選挙における意思を固める。……民主主義国家が完全に運営されるためには、国民にあまねく高度の常識が普及していることが必要である。放送はこの目的のためにその機能を発揮しなければならない。」（148 ページ）

3-2 押しかけた自民党議員を一喝した野村秀雄会長

* 「当初、岸首相が、安保政局をめぐって国民の理解を得るために NHK の放送でその所信を明らかにしたいと単独放送を申し入れてきた。これに対し NHK は、単独の放送ではなく、自、社、民三党首による政治座談会として番組を組みたいという回答をした。……国論の鋭い対立の中たとえ一国の首相の意向ではあっても、これを一方的に放送することは放送法の『不

偏不党』、『政治的公平』の趣旨にもとり、受け入れがたいというものであった。」

- * 「ある日、NHK 会長室に十人余りの自民党の議員団が押しかけて来て、野村会長に対し『NHK は左偏向している』と番組について激しく非難した。その場の空気も次第に険悪になった。そのとき、それまで静かに黙って聞いていた野村は、突如声を大きくして『君らがなっていない』と一喝した。そして語を継いで『君らはもっと政治を勉強したまえ。NHK のことは俺に任せたい』というなり立ち上がり、座を去った。』（『放送 50 年史』）

3-3 視聴者に開かれた経営委員会となることを訴えた矢野初代経営委員長

「経営委員会が国会の承認を経て、総理大臣から指名を受けたという経路を考えると、その使命は全国民の代表として働くべき性格を持っているものと考えられ、したがって委員会は個人的な感情や意見によるのではなく、あくまでも社会の世論、識者の意見、国民の希望を正確に察知して NHK の活動が国民の福祉と合致していくように努力してゆかねばならない。」（『日本放送史』下、37 ページ）

3-4 受信料制度を「国営化を防ぐ砦」と言い放った原経営委員長

- * 「NHK が言論機関である以上、社会の発展進歩の方に多少とも重みがかかるのは当然」、自分の立場は「真ん中から、一寸、左」
- * 「国民から料金をもらう今の制度こそ NHK の国営化を防ぐ砦だし、一部の圧力をはねつける手段である。」（以上、川崎泰資・柴田鉄治『組織ジャーナリズムの敗北・続 NHK と朝日新聞』岩波書店、2008 年、197 ページ；松田浩『NHK——問われる公共放送——』2005 年、岩波新書、118～119 ページにも同様の紹介がある。）

4. 自民党国会議員を励ます会に発起人として出席してスピーチをした古森経営委員長

衆議院議員武藤容治君を励ます会 武藤容治 岐阜 3 区選出自民党所属衆議院議員
開催日時 2008 年 2 月 26 日 18 時 30 分～ 場所 東京都千代田区 ルポール麹町
政治資金規正法第 8 条の 2 によるパーティ

発起人代表 麻生太郎 出席者（来賓スピーチをした人物）麻生太郎、伊吹文明、中川昭一ほか古森氏の関わり 発起人の一人（これを証する案内状を入手）武藤氏は富士写真フィルム社員時代の上司 「NHK の仕事もしております、経営委員長を仰せ付かりまして昨年 6 月以降苦闘しております。みなさんの応援をぜひお願いいたします。」

武藤氏の NHK 論（同議員の公式 HP に掲載された「GIFU39 ニュース」Vol.2 の記事より）

「おりしも不祥事が立て続けに発覚し、昨年からの論議で民営化の議論もあり、党内の部会では喧々諤々の議論がありました。国営放送の位置付けが必要であるという認識から西川公也先生（栃木県選出）にお声をかけていただき『放送産業を考える議員の会』を立ち上げ、4 月 7 日 NHK 本社を訪問し、現場を視察しながら意見交換を実施いたしました。今後国営放送のあるべき姿や国際放送問題や受信料のあり方等提言していくことになりました。」（下線は引用に当たって追加）

5. 省略

6. ジャーナリズムとしての NHK の将来

——国家主義的「公共性」と決別して市民的公共性の担い手として——

6-1 2つの公共性のせめぎあい

* 国家主義的公共性

国策を担うことを「公共性」とみなし、それゆえに政府の関与を受忍する戦前・戦中型価値観。政府の意思を伝える通路としての公共放送

* 市民的公共性

「民主主義を守るための共通の広場」（荘宏）

6-2 表現の自由の原点に立ち帰って

* 個人の自己充足の手段としての表現の自由 → 国家の干渉から逃れる消極的自由

* 主権者として意思を表明し、公共的意思決定に参加する前提して知見を獲得するために能動的自由

* 表現の自由とは個人が好みにふける自由、好き勝手なことを言う自由ではなく、社会の成員を知的なものに仕立て上げていくための本質のプロセス（奥平康弘『なぜ「表現の自由」か』東京大学出版会、1988年、43～44ページ）

* 民主主義の広場としての公共放送

人間は自分と異なる意見（の持ち主）と出会い、ぶつかり合うことによって自分の思考の固定化を防ぎ、自分の意見を内省するきっかけをつかむ。

* もう一つのデジタル・デバイドとしての情報偏食

自分の興味に合う情報だけを選びとり、その他は切り捨てる習性 → 共通のメディア体験が失われ、対話の前提が成り立たなくなる。個人の思考の可塑性が失われる。

（これについては、原真『巨大メディアの逆説』リベルタ出版、2004年、209ページ以下を参照）

* こうした世論の対立の固定化を防ぐ共通体験と討論の広場としての公共放送

そのためにこそ、NHKにとって多様性の原則、公権力からの自立性がますます重要になる。